

地域公共交通確保維持改善事業に関する交通不便地域の指定の更新について

対象となる「ゆうゆうバス ほたる号」は現在、国の定める交通不便地域（鉄道駅から半径1 km以内にバス停、鉄軌道等が存在しない地域）の認定を受けており、毎年運行費用の一部について国の補助金「陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持改善事業補助金」を受けております。

この度、交通不便地域の5年間（平成29年10月～令和3年9月）の指定期間が満了となるため、引き続き5年間の指定を受けるべく関東運輸局へ下記の内容のとおり更新申請することについて協議をお願いするものです。

| |
|--|
| 1. 指定を受けようとする地域名 |
| 埼玉県熊谷市江南地区（北部） （国際十王交通(株)熊谷駅～循環器病院センター行き、同熊谷駅から小川町駅行きバスの停留所から半径1キロメートルの区域を除く） |
| 2. 指定を受けようとする理由 |
| 江南地区においては平成28年6月30日付けで交通不便地域の指定を受け、平成29年度からフィーダー補助を受けコミュニティバスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要性が生じた。 |
| 3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要 |
| ゆうゆうバス「ほたる号」（江南行政センター～熊谷駅南口～江南行政センター～籠原駅南口～江南行政センター） |
| 4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口 |
| 2, 823人（令和3年3月31日時点） |
| 5. 指定を受けようとする期間 |
| 令和3年10月1日～令和8年9月30日 |

以上の内容について、「別紙1」により、御回答をお願いいたします。